

長浜市 民間建築物アスベスト含有調査補助金制度のご案内

長浜市では、アスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的に、市内の既存建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を助成します。

●制度を利用できる条件

<対象となる建築物>

- 吹付け建材が施工されていることが確認され、アスベスト含有の恐れのあるもの
- 確認済証の交付を受けて建築されたもの
- 当面解体（除去）、増築、改築する予定のないもの
- アスベスト含有調査に関して、他の国庫補助金等を受けていないもの

<補助対象者>

- 対象建築物の所有者又は管理者若しくは組合の代表者
- 市税を完納している方
- 補助金の交付決定後に吹付け建材のアスベスト含有分析調査（６種）を行い、補助事業実績報告書等を提出することができる方

<その他>

- 「建築物石綿含有建材調査者」により行われる調査が対象です。
- 定性分析（アスベスト含有の有無）の結果がアスベスト有の判定の場合、定量分析（アスベスト含有量調査）を行うこと。（当初申請は、定性分析・定量分析の両方を実施する計画で提出してください。）
- 事業予算内での補助となりますので、予算額に達し次第、受付終了となりますので予めご了承ください。

●補助金の交付額

アスベスト含有分析調査のため、分析機関に支払う経費（消費税除く）。
上限は８万５千円です。

●申込期間

令和７年６月２日（月）から令和７年６月３０日（月）まで
申し込み多数の場合は抽選となります。

●申込み

事前に、建築課 建築指導室<長浜市役所２階> までご相談ください。
（申込みの際に必要な書類等について、説明します。）

お問い合わせは・・・

長浜市建築課 建築指導室 TEL0749-65-6543



【裏面】

●補助金交付までの流れ

① 事前相談

補助申込みの前に建築課建築指導室の窓口で補助対象範囲等を確認するため「事前相談」を行なって下さい。申込み手続き等の説明を行います。相談にお越しの際は、平面図・現況写真等をお持ちください。

②分析調査機関の選定・見積り依頼

分析調査は、建築物石綿含有建材調査者を有する分析機関に依頼する必要があります。

③補助金交付申請書の提出

申請書及び添付書類（見積書等）を提出して下さい。
審査の結果、申請の内容が適正であれば、補助金交付決定通知書を交付します。

④分析調査

補助金交付決定通知書の交付を受けてから、分析調査機関と契約し、分析調査を行ってください。
契約後に申請の内容に変更があった場合は、変更申請を行ってください。

⑤補助事業等実績報告書の提出

分析調査が終わり、分析調査機関へ経費の支払いが終わりましたら、実績報告書及び添付書類（分析結果や領収書の写し）を提出して下さい。
審査の結果、報告の内容が適正であれば、補助金確定通知書を交付します。

⑥補助金の請求

補助金確定通知書の交付を受け、補助金交付請求書を提出して下さい。
指定の口座に補助金が振り込まれます。

●その他

○補助金の交付は、対象建築物1棟につき、1度のみです。また、原則1敷地につき、1度のみです。

○本事業は、予算の範囲で行います。必要な書類がそろっている方から順次受付するため、補助できない場合もありますので、必ず事前にご相談下さい。